

## 議第29号

### 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

#### 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和44年滋賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、スイミングセンター」および「、スポーツ会館」を削る。

第3条第1項中「、スポーツ会館を除き」を削り、同項ただし書中「およびスイミングセンター（会議室を除く。）にあつては」を「にあつては、」に改め、「、スイミングセンター会議室にあつては午前8時30分から午後8時30分まで」を削る。

別表中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項および第6項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項を同表第4項とし、同表注1中「、スイミングセンターの個人使用を除き」を削り、同表注5中「またはスイミングセンターの団体使用」を削り、同表注6中「、スポーツ会館（宿泊を伴わない使用の場合に限る。）」を削り、「は午前」を「は午前と」に、「その」を「それらの」に改め、同表注7中「は午前」を「は午前と」に、「は午後」を「は午後と」に、「その」を「それらの」に改め、同表注8から注10までを削り、同表注11中「、スイミングセンター」を削り、同表注中11を8とし、12を9とし、13を10とする。

第2条 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、庭球場」を削る。

別表第3項および第4項第3号を削り、同項を同表第3項とし、同表注7中「、庭球場、野球場会議室等または庭球場管理室」を「または野球場会議室等」に改め、同表注8中「、野球場または庭球場」を「または野球場」に改める。

第3条 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「陸上競技場、」および「その他の施設ならびに」を削る。

第3条第1項ただし書を削る。

別表第1項を削り、同表第2項の表入場料等を徴収しない場合の部中「入場料等」を「入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）」に、「幼稚園等」を「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）」に改め、同項を別表第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

## 2 野球場会議室等

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
会 議 室	2,710 円	3,970 円	5,310 円
ミーティング室1	2,710	3,970	5,310
ミーティング室2	2,710	3,970	5,310
本 部 席	1,360	1,360	1,360
役 員 席	1,360	1,360	1,360
審 判 席	1,360	1,360	1,360

別表第3項および注4から注6までを削り、同表注7を同表注4とし、同表注8中「陸上競技場または」を削り、「会議室等（ミーティング室、本部席、役員席および審判席を除く。）」を「会議室」に改め、同表注中8を5とし、9を6とし、10を7とする。

## 付 則

この条例中第1条の規定は平成29年10月1日から、第2条の規定は平成30年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。